

第4回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和5年7月10日(月)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員		7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(1名)	6番 谷岡 貞幸 委員			
推進委員(6名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 (欠員)
		18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(1名)	17番 山本 正義 推進委員			
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第22号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第24号議案 非農地の現況証明について 第25号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項	第1号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>中村推進委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 5 年度第 4 回農業委員会の定例総会を開会します。なお、今回が現体制での最後の定例総会となります。よろしくお願ひします。</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願ひします。</p> <p>本日の先導役は、議席番号 19 番の中村 博推進委員です。よろしくお願ひ致します。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは総会の開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は 11 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願ひします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>日程 2、「議事録の署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと云う風に認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、8 番の土海政信職務代理、9 番の清水武敏委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願ひ致します。なお会議書記に於きましては、事務局にお願ひを致します。</p>
<p>3 報告事項</p> <p>第 1 号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程 3.報告事項に移ります。報告事項第 1 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画について」を報告してください。</p> <p>本冊 2 頁です。</p> <p>報告事項第 1 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画について」を説明します。</p>

	<p>(議長)</p> <p>清水委員 事務局</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>尾川委員 事務局</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>土海委員 事務局</p>	<p>次のとおり、農地法第4条第1項第9号及び同法施行規則第29条第16号に規定する中継施設等の設置に係る事業計画書が提出されたので報告するものです。</p> <p>(資料は2-1頁～2-4頁)</p> <p>番号1 届出人は、東京都港区●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目は畑、面積は2,824㎡のうち62.13㎡です。事業概要は、携帯電話無線基地局及び15mコンクリート柱の設置です。工事期間は、令和5年6月5日から令和6年3月31日の予定です。頁をめくっていただき、2-1頁が航空写真の位置図で、左下付近に赤色で示しています。——の全体面積は、青線で囲っている箇所ですが、今回の計画は全体の一部、赤色で囲っている箇所です。</p> <p>次の2-2頁は公図であります。計画地を赤色で示しています。次の2-3頁が計画配置図で計画地の62.13㎡部分を赤色で囲っています。次の2-4頁が立面図になりますのでご確認ください。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。報告事項でございますので、皆様のご了承をお願い致しますが、皆様の方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。</p> <p>土地の所有者は、わかりますか。</p> <p>はわい長瀬●●です。</p> <p>今後については、土地所有者も掲載するようにお願いします。</p> <p>了解しました。</p> <p>その他にお尋ねはございますか。</p> <p>工事時間の始期に関連しますが、申請を先に出していただくということにはなりませんか。</p> <p>本件は、申請者が中部総合事務所に提出され、そこから写しが本町農業員会事務局に送付されてきたものです。本件については許可案件ではなく報告案件であることから、提出が実際になることもあると想定します。事前にこちらに相談等があれば早めの提出を促します。</p> <p>本件については、県のほうにも工事着工前の提出を依頼してください。</p> <p>了解しました。</p> <p>その他にお尋ねはございますか。</p> <p>この計画の申請者は、どういう会社になるのですか。</p> <p>この基地局を使われるのは、複数の通信会社であり、その合同的な会社として、申請されているものです。</p>
--	---	--

<p>4 議事 議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) (議長) 事務局</p>	<p>その他にお尋ねはございますか。 無いようですので、これで報告事項を終わります。 日程 4.議事に移ります。議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をお願いします。 本冊 3 頁です。 議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 3-1 頁) 番号 1 譲渡人は、門田●●。譲受人は、門田●●。土地の所在、大字長和田——。地目は台帳 田、現況・利用状況 畑。面積は 1,280 m²。権利取得後の経営面積は 36 アールで、贈与による所有権移転です。頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図です。真ん中の下付近に赤色で囲っている箇所です。 3 頁に戻っていただき、 (資料は 3-2 頁) 番号 2 譲渡人は、水下●●。譲受人は、はわい長瀬●●。土地の所在、はわい長瀬——と——の 2 筆。地目は、2 筆とも台帳・現況・利用状況いずれも畑。面積は、2 筆合計で 1,423 m²。権利取得後の経営面積は 149 アールで、売買による所有権移転です。頁をめくっていただき、3-2 頁が航空写真の位置図です。中央上に赤色で囲っている箇所です。1 と示しているのが——、2 と示しているのが——です。なお、下側に見えるのは山陰道です。 3 頁に戻っていただき、 (資料は 3-3 頁、3-4 頁) 番号 3 譲渡人は、原●●。譲受人は、長江●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目は、台帳・現況・利用状況いずれも田。面積は、819 m²。もう 1 筆、大字長江——。地目は、台帳・現況・利用状況いずれも畑。面積は、68 m²。権利取得後の経営面積は 8 アールで、贈与による所有権移転です。頁をめくっていただき、3-3 頁が、はわい長瀬——の航空写真の位置図で、中央少し右に赤色で囲っている箇所です。次の 3-4 頁が大字長江——の航空写真の位置図で、中央下側に赤色で囲っている箇所です。</p>
---	--	---

	<p>(議長) 山田委員 事務局</p> <p>(議長) 河井推進委員 事務局</p> <p>山本委員 事務局</p>	<p>3 頁に戻っていただき、 (資料は 3-5 頁)</p> <p>番号 4 譲渡人は、東京都新宿区●●。譲受人は、名古屋市北区●●。土地の所在、大字白石―。地目は、台帳・現況・利用状況いずれも畑。面積は、413 m²。権利取得後の経営面積は 29 アールで、贈与による所有権移転です。頁をめくっていただき、3-5 頁が航空写真の位置図で、中央少し上に赤色で囲っている箇所です。</p> <p>以上、4 件の申請につきまして、番号 1,2,3 の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>ただし、番号 4 の申請につきましては、譲受人が現在、名古屋市在住と遠方に居住されています。労働力の状況で言えば、年間 150 日程度の農業従事は困難であると考えますし、通作距離についても常時通うことはできないと考えます。よって、番号 4 の申請については、事務局としては許可要件を満たしていないと考えます。皆さまのご審議をお願いします。説明は以上です。</p> <p>これより質疑を受けます。質疑はございますか。</p> <p>番号 4 の案件について、誰かが耕作をしているとか、現況はどうなっていますか。</p> <p>草刈りの維持管理は、シルバーに委託されています。年に数回帰ってこられる時に、自家用野菜を栽培されています。維持管理をしているので農地を持つ権利があると言われていました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>すでに貸し借りがされているのでしょうか。</p> <p>農地以外の土地は贈与により、所有権移転がされています。農地については、本申請が通らなければなりません。また、譲渡人と譲受人は親戚関係になります。譲渡人は、今後本町には戻られることはなく、今後本町に戻られる予定の譲受人に贈与したいというものです。なお、皆さまのお手元に、農地法第 3 条の許可基準についての用紙を配布していますが、この中で、すべての農地の効率的要件、農作業常時従事要件があり、事務局としては、この要件を満たすことができないと判断しています。</p> <p>現時点では許可に値しないと思います。こちらに帰ってこられてから申請をされれば良いと思います。</p> <p>そのことは、事務局としてもお話しをさせていただいています。現状では、許可要件を満たし</p>
--	---	---

	<p>(議長) 山田委員 事務局 (議長)</p> <p>土海委員 事務局</p> <p>(議長) 蔵本委員 事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>ていないので、こちらに帰ってこられてから申請をされるようお話しもしています。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>所有権移転をするのに他の方法はありませんか。</p> <p>農地として所有権移転をするのであれば、この申請の許可が必要です。他の方法はありません。</p> <p>山本委員や事務局からのお話で、今のままでは許可要件を満たしていないことから、こちらに帰ってこられてから申請されてはどうですか。というご意見がございました。農業委員会として、この方向で申請者に対して指導したいと思っています。これらも考慮し、この後の採決の判断材料にしていきたいと思います。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>番号1の案件について、申請地と北側隣接地の2筆にハウスが建っている状態ですが、北側隣接地も含めて、同時に申請をされなかった理由はわかりますか。</p> <p>北側隣接地は、他の方の所有地であり、借地として利用されているものです。今回は、申請地の1筆分となっています。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>番号4の案件についての確認ですが、申請地の面積は413㎡で、権利取得後の経営面積が29aとなっています。他の農地はきちんと管理されていますか。</p> <p>他の農地は、相続による所有権移転によるものです。管理の有無に関わらず、農地を所有されているという状況です。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、無いようでございますので、これより採決を行います。本日は、番号1～4の案件について、個別に採決をしたいと思います。</p> <p>まず、番号1の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手でございます。</p> <p>次に、番号2の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p>
--	--	--

<p>議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>全員が挙手でございます。 続いて、番号 3 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。 《全員挙手》 全員が挙手でございます。 続いて、番号 4 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。 《全員挙手なし》 全員が挙手なし、挙手ゼロでございます。従いまして、番号 4 の案件については、否決をさせていただきます。なお、申し添えますが、住所移転をされた時に改めて申請をされるよう付け加えたいと思います。 そうしますと、議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」のうち、番号 1,2,3 の案件については、許可相当と判断させていただきます。番号 4 の案件につきましても、否決をさせていただきます。 次に、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をお願いします。 本冊 4 頁です。 議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は、4-1 頁～4-7 頁) 番号 1 土地の所在、大字田後——。地目は田。転用面積は 1,213 m²のうち 947.87 m²です。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は共同住宅、いわゆるアパートを 1 棟。建築面積は 295.38 m²です。 譲受人は、鳥取市瓦町●●。譲渡人は、大字田後●●です。契約内容は、売買による所有権移転。立地基準の判定に係る農地区分は、第 3 種農地。区分決定根拠は、管理設道路沿道の区域です。許可根拠規定は、第 3 種農地は原則許可です。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有です。事業内容は、共同住宅 1 棟 10 戸分、駐車場 11 台分の設置。80 cmの盛土造成</p>
--	---------------------	--

	<p>(議長)</p> <p>横川委員</p> <p>(議長)</p>	<p>をする計画です。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。申請地の東隣の隣接耕作者の同意書が添付されています。</p> <p>頁をめくって頂き、4-1 頁が航空写真による位置図で、赤色で囲っている箇所です。——全体を転用するのではなく、北側の一部、青色で囲っている箇所は農地として残す部分となります。次の 4-2 頁が現地の写真です。申請地の北側からと、南側から見た写真です。次の 4-3 頁が公図です。申請地は赤色で示しています。次の 4-4 頁が配置図で、この図面で言えば左側、方角で言えば南側に共同住宅を建築、右側、方角で言えば北側に駐車場を設置する計画です。なお、農地や道路の境界部分には、L型擁壁を設置されます。次の 4-5 頁は、雨水の排水、汚水の排水図です。青色の雨水については、申請地全体の雨水を図面で言えば左側、方角で言えば南側の町道側溝に排水します。汚水については、南側の町道の公共下水につなげる計画です。次の 4-6 頁が共同住宅の平面図です。1 階が 5 戸、2 階が 5 戸、計 10 戸の配置です。次の 4-7 頁が立面図ですのでご確認ください。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。2 番の横川 力委員より報告をしてください。</p> <p>先ほど、事務局からもありましたが、農業振興地域整備計画において農用地除外済み、土地改良区の意見書の添付、隣接耕作者の同意書もあります。雨水の排水対策もとられ、隣接農地への支障もないことから、この転用計画については問題がないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で現地調査委員による報告を終わります。これより質疑を受け付けます。皆様からの質疑はございますか。</p> <p>質疑が無いようでございますので、質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を認めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手でございます。</p>
--	-------------------------------------	---

<p>議案第 24 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>(議長) 尾川委員</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>よって、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり意見決定とし、これを鳥取県知事に進達を致します。</p> <p>次に、議案第 24 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>本冊 5 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 24 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁～5-3 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、大字久留●●。土地の所在、大字園——。地目は台帳 畑、現況 公衆用道路。面積は 371 m²。30 年以上前から、大部分は公衆用道路、防火水槽用地として利用されています。また一部は原野化しているものです。頁をめくって頂き、5-1 頁が航空写真の位置図です。中央付近に赤色で囲っています。申請地の右側に隣接する土地は、今年 4 月の定例総会で、非農地として認めた土地であり、今後、竹林整備事業が実施されるところです。この申請地の一部原野化しているところも今後、竹林整備事業に取り込まれることとなります。頁をめくっていただき、5-2 頁が現地の写真、5-3 頁が公図であります。番号 1 の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。10 番の尾川寛信委員より報告をしてください。</p> <p>5-2 頁を見ていただきますと、ほとんどが道路や防火水槽になっていまして、農地部分はわずかであり、雑草が生えていますし、農地として復元することは不可能であります。従って、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。</p> <p>次に、番号 2 の案件について説明してください。</p> <p>本冊 5 頁に戻っていただき、</p> <p>番号 2 申請人は、はわい長瀬●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目は台帳 畑、現況 宅地。面積は 68 m²。20 年以上前から隣接する宅地の一部として利用されているものであります。頁をめくって頂き、5-4 頁が航空写真の位置図で、左側中央付近に赤色で囲っています。隣接地は宅地であり、この宅地の一部という状況になっています。次の 5-5 頁が現地の写真、5-6 頁が公図です。番号 2 の説明は以上です。</p>
----------------------------------	--	--

<p>議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p>	<p>引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。番号 2 の案件について、13 番の徳岡正裕推進委員より報告をしてください。</p>
	<p>徳岡委員</p>	<p>申請地は、20 年以上前から宅地の一部として利用されており、農地として復元することは不可能であります。従って、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>それでは、案件の説明及び現地調査委員の報告がありました。これより一括して質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは質疑はないようですので、これから採決をしたいと思います。一括ではなく、申請番号ごとに採決を行います。</p> <p>まず、申請番号 1 でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 2 でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p>
	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>よって、議案第 24 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおりに可決いたしました</p> <p>次に、議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございました。お諮りをします。議席番号 4 番の山上真治委員の整理番号 1 の案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、整理番号 1 の案件は、先に分割審議することとします。それでは、山上真治委員は退席してください。</p> <p>(山上委員 退席)</p> <p>山上委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定について」総括表より説明してください。</p> <p>本冊 6 頁です。</p> <p>議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p>

	<p>(議長) 河井推進委員</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>(議長)</p>	<p>次のとおり、令和 5 年改正農業経営基盤強化促進法、附則第 5 条の農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、農用地利用集積計画が作成されたので、改正前の同法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。なお、公告予定日は令和 5 年 7 月 18 日です。</p> <p>(資料は、6-1 頁、6-2 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、6-1 頁、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>関係戸数は 借人 2、貸人 3。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 1 件で 1,663 m²、3 年以上 6 年未満が 2 件で 1,304 m²です。設定作物等面積は、水田として利用が 1,663 m²、普通畑として利用が 1,304 m²。利用権設定面積率は 0.024%であります。各筆明細は、頁をめくって頂き 6-2 頁です。</p> <p>まずは、整理番号 1 のみ説明します。</p> <p>利用権の設定を受ける者は、田後の●●。利用権を設定する者は、名古屋市の●●。利用権を設定する土地は、記載の 2 筆で、水稻栽培を 1 年間、無償で使用貸借するものです。以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>期間が令和 5 年 7 月から令和 5 年の 12 月までで、実質の期間は 1 年未満であるので、この手続きは必要でしょうか。なぜ、始期が 7 月からなのでしょう。</p> <p>始期については手続きの遅れからです。年数については、貸人の意向で 1 年間のみの設定となっているためです。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>無いようですので質疑は終わります。それでは採決を行います。議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号 1 について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 19 号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号 1 について、原案のとおり可決といたします。</p> <p>それでは、退席している山上委員に入ってください。</p> <p>(山上委員 着席)</p> <p>それでは審議を続けます。</p> <p>議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号 1 以外の案件について</p>
--	---	--

5 その他	<p>事務局</p> <p>(議長) 横川委員 事務局</p> <p>(議長) 山下委員 事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>審議いたします。説明してください。</p> <p>再度、6-2 頁の各筆明細をご覧ください。 整理番号 2,3 についてです。</p> <p>利用権の設定を受ける者は、田後の●●です。記載の 2 筆について、ネギの栽培を 5 年間、無償で使用貸借するものです。</p> <p>以上、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>この 2 筆について、更新、新規の別について教えてください。</p> <p>2 筆とも新規です。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>借人の条件について、アパート住まいのようですが良いのでしょうか。</p> <p>借人については、特に要件等もありません、これまでの耕作の実績等も関係ありません。この度の借人は、ご家族で農業をされており、少しずつ耕作面積を広げていきたいという意向です。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>無いようでございますので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号 1 の以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決といたします。</p> <p>以上で議事を終わります。</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>それでは、その他に移ります。</p> <p>(1) 農業委員会改選後の初総会等の日程について、説明してください。</p> <p>その他の項目については、改選後の新たな農業委員、推進委員が対象となります。</p> <p>○農業委員会改選後の初総会等の日程について</p> <p>7 月 20 日 (木) 午前 10 時から終日を予定しています。</p> <p>午前中は、役場別館の講堂において、農業委員 12 名に町長から任命書交付、その後、農業委</p>

	<p>(議長) 事務局</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>員 12 名で初総会を開催します。初総会の議題の一つに 8 名の推進委員の決定をし、その後、推進委員 8 名に委嘱状を交付します。</p> <p>農業委員 12 名は、午前 10 時までに講堂に集合。推進委員 8 名は、午前 10 時 20 分までに役場別館第 3 会議室に集合し、委嘱状交付まで待機をし、時間になったら事務局職員が呼び出します。講堂に移動後、推進委員 8 名に委嘱状交付後、初総会のその他の項目の協議及び互助会総会を実施します。</p> <p>なお、農業委員、推進委員、計 20 名の広報用の写真も撮影します。</p> <p>昼食は、各自で準備をお願いします。何かご持参され、講堂で食事をとるか、午後の研修開始は 13 時 30 分にしましたので、一度ご自宅に帰られるか、外食されるかをお願いします。</p> <p>午後は、まずは鳥取県農業会議にお世話になり、農業委員会の導入研修を実施します。開始時間は 13 時 30 分、会場は別館第 3 会議室です。</p> <p>その後に、7 月 27 日に実施します農地パトロール研修、打合せを実施します。この日は、1 日予定を空けておいてください。以上です。</p> <p>(2) 農地パトロールの日程について</p> <p>○農地パトロールの日程について</p> <p>7 月 27 日 (木) 午前 8 時 45 分から出発式を役場別館前で実施します。</p> <p>この農地パトロールの日も 1 日になりますので、予定のほどよろしくをお願いします。午後の終了予定は午後 4 時頃とします。以上です。</p> <p>ここで、この度をもって退任される方をお願いします。農業委員、推進委員のバッジを 7 月 20 日以降で良いので返却をお願いします。また、農地パトロール用の車に貼り付けるマグネット、帽子、腕章の返却もお願いします。以上です。</p> <p>(3) 湯梨浜町認定農業者協議会との交流会の日程について</p> <p>○湯梨浜町認定農業者協議会との交流会の日程について</p> <p>7 月 31 日 (月) 午後 4 時から龍島の湯梨浜町中央公民館 1 階大講堂です。対象は、農業委員、農地利用最適化推進委員、認定農業者です。</p> <p>内容は、県庁生産振興課による「みどりの食料システム戦略について」の研修で、具体的には、環境にやさしい農業、有機栽培農業についてのお話しです。その県からのお話しの後に、いくつかのグループに分かれての意見交換会を実施します。終了予定は午後 5 時 15 分です。以上です。</p>
--	---	---

6 閉会	(議長) 事務局	(4) 8月定例総会の日程について、説明してください。 ○8月定例総会の日程について 8月は、8月10日(木)午後3時00分開会予定です。 現地確認の担当は、現時点では未定です。7月20日の初総会をもって決定します。詳細については、8月下旬発送の通知によりご確認ください。以上です。
	(議長) 事務局	(5) 8月農家相談会の日程について、説明してください。 ○8月の農家相談会について 昨年度までも実施していました農家相談会を8月から毎月1回、午前中に実施したいと考えます。基本は、第3木曜日の午前9時から正午まで、会場は役場別館2階第3会議室です。ただし、8月は、会場使用状況により第4木曜日、24日だと考えています。 毎回、農業委員2名、推進委員1名の計3名でお願いします。8月24日の担当についても7月20日の初総会をもって決定させていただきますのでよろしくお願いします。以上です。 ⇒8月の農家相談会は、協議の結果、8月10日に変更。
	(議長) 事務局	そのほかに事務局からございますか。 ○特にありません。
	(議長)	皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和5年度第4回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。ご苦労様でございました。 (閉会 午後4時50分)